

■総合的な相談・支援体制づくり 3つのポイント

- ポイント1 ニーズを漏らさない支援ネットワークをつくる
- ポイント2 「入口」(問題発見)と「出口」(問題解決)をつくる
- ポイント3 相談支援者のバックアップ体制をつくる

| 圏域(役割) | | 役割に対する現状について | 役割に対する課題 | 今後の展開について |
|----------------|--|--|---|---|
| 行政区 (359圏域) | ①日常的な見守り ②早期発見、早期予防 ③ニーズ把握 等 | <p>・日常的な見守り、早期発見、早期予防に向けては「ふれあいサロン活動」が270カ所、「玄さん元気教室」が209カ所と、地域で多くの居場所づくりが実施されており、見守りや異変を発見する基盤が広がっている。また、それらの見守り等の情報を区内で話し合う「見守り・支え合い会議」が157カ所、実施されており、専門職(コミュニティワーカー、生活支援コーディネーター等)も参加することで、地域の課題等のニーズ把握にもつながっている。</p> | <p>・ふれあいサロン活動や玄さん元気教室等が取り組まれている地域は見守り等の基盤はできているが、課題としては一部の活動者による取組みとなっている場合が多い。そのため見守り・支え合い会議等による情報交換や意見交換についても地域において幅広く実施できず、一部の限られた人の状況把握に留まっている(SOSの把握)。</p> <p>・ふれあいサロン活動や玄さん元気教室等が取り組まれている地域については、日常的に見守り等の情報交換等が難しい場合があり、見守り・支え合い会議等の実施も難しい状況にある。</p> | <p>・ふれあいサロン活動や玄さん元気教室等が実施されている地域について活動者の拡大と活性化。</p> <p>・ふれあいサロン活動や玄さん元気教室等が実施されていない地域については、これらの活動を基盤とした見守り体制(見守り・支え合い会議等)について実施されるように専門職(コミュニティワーカーや生活支援コーディネーター等)が働きかけを行う。</p> |
| 地区 (29圏域) | ①地域と専門機関の連携づくり ②地域課題の把握、解決 ③地域づくり、資源開発 等 | <p>・生活支援コーディネーター6名が地区に働きかけ、地域住民が定期的に地域課題の解決・協議できるように進めた。その結果、一部の地域コミュニティ組織(福祉部会)等を基盤に「協議の場(地域サポート会議)」を2019年12月末現在において13箇所設置した。</p> <p>具体的に行政区では対応が難しい課題に対する取組み・啓発活動(移動・買い物支援、ミニデイサービス、清掃活動、研修会他)の実施も少しずつ広がっている。</p> <p>【13箇所】 中筋地区・神美地区・新田地区・城崎地区・中竹野地区、竹野南地区・弘道地区・菅谷地区・福住地区・寺坂地区・資母地区・合橋地区・高橋地区</p> | <p>・協議の場(地域サポート会議)の設置に向けては、生活支援コーディネーターが支援する中で、地域住民の意向を確認しながらの設置であり、現状は13箇所の設置に留まっている。</p> <p>・協議の場において、すべての地域が同じように地域(行政区・地区)の課題に対して、話し合う場とはなっていない。</p> <p>・協議の場(地域サポート会議)について、13箇所以外は協議の場の設置が進んでいないが、生活支援コーディネーター等の専門機関との連携づくりは進めてきている。</p> | <p>・生活支援コーディネーターが、地区圏域における地域コミュニティ組織との連携・支援を中心に組みつつ、定期的に地域課題の解決・協議する場の設置ができるように働きかけを行う。</p> <p>・行政区単位、地区単位の地域課題を共有し、身近な課題から解決していき、取組みが段階的に進んでいけるように支援していく。</p> |

■総合的な相談・支援体制づくり 3つのポイント

- ポイント1 ニーズを漏らさない支援ネットワークをつくる
- ポイント2 「入口」(問題発見)と「出口」(問題解決)をつくる
- ポイント3 相談支援者のバックアップ体制をつくる

| 圏域(役割) | | 役割に対する現状について | 役割に対する課題 | 今後の展開について |
|--------------|-----------------------------|---|--|---|
| 旧市町 (6圏域) | ①専門的な相談支援 ②複合問題への対応 | <ul style="list-style-type: none"> ・市・社協が地域包括支援センター等の高齢者分野を中心に専門的な相談窓口において専門的な相談支援を実施している。 ・地域の協議の場においては、行政区圏域の活動者(民生委員、民生協力委員、福祉委員、サロン世話役他)や地区圏域の活動者(地域コミュニティ組織会長他)等で構成する「地域福祉推進委員会」を旧市町6圏域ごとに2カ月に1度開催している。 | <ul style="list-style-type: none"> ・専門的な相談支援の中で、専門職による地域課題を協議する場である「地域ケア会議」は、高齢者の個別事例等の検討を重ねることで事例の積み上げは出来ているが、そこから地域課題を抽出していくための検討が必要である。 ・相談窓口として、市振興局や地域包括支援センター等の窓口、地域ケア会議等による高齢者の協議の場はあるが、障害者や児童分野等、幅広く地域の課題を集約する場がない状況となっている。 ・地域福祉推進委員会のメンバーが地域活動者で構成(専門的な委員は入っていない)されており、障害者や児童分野等、幅広く課題を協議する場には至っていない。 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域に存在する隠れた問題の発掘やニーズの把握等について、早期対応に努める。 ・地域福祉推進委員会が幅広く地域課題を共有し、行政区・地区の課題を普遍化することで、具体的な支援方法や新たな取組み等を実施していく。 ・障害者や児童等、幅広く課題が共有・提供できるような体制づくりを行う(行政区や地区等の身近な圏域において障害者や児童等について共有する機会を働きかけていく)。 |
| 市 (全市) | ①市全体の課題の把握、解決 ②政策形成、資源開発 | <ul style="list-style-type: none"> ・制度や窓口等に基づいて、それぞれ高齢者、障害者、児童等分野ごとに多くの協議の場(総合相談支援ネットワーク推進協議会、認知症支援ネットワーク会議、障害者自立支援協議会他)が設置されており、市全体の課題や解決策について専門性に基づいて協議されている。 | <ul style="list-style-type: none"> ・それぞれの分野での協議の場では、専門性が高く機能しているが、分野を横断した協議の場は一部しかなく、情報共有が中心となりがちで、地域課題の積み上げや整理等が進んでいないため、政策形成・資源開発には至りにくい。 | <ul style="list-style-type: none"> ・分野を横断した協議の場(総合相談支援ネットワーク推進協議会)で、制度の柔軟運用や社会資源・サービスの開発などを協議し、課題の把握から政策調整を行い、新たな取組みができるように進める。 |